

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

栃木国民年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 9 月から 51 年 7 月まで
② 昭和 51 年 12 月から 54 年 3 月まで

20 歳になった昭和 49 年*月ごろに、母親と一緒に A 区役所に行って国民年金の加入手続を行い、保険料もその区役所で納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 国民年金手帳記号番号払出簿及び B 町が保有する国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和 55 年 5 月ごろに国民年金加入手続を行ったことが推認できるとともに、同年 9 月には 54 年 4 月から 55 年 3 月までの保険料をさかのぼって納付しており、未納期間の解消に努めていたことがうかがえる上、それ以後の保険料はすべて納付していることから、申立期間②のうち、加入時点で納付可能であった 53 年 4 月から 54 年 3 月までの保険料についても、納付したと考えるのが自然である。

2 申立人は、20 歳になった昭和 49 年*月ごろに、当時居住していた A 区で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が 54 年 5 月以降居住するようになった B 町において払い出されている。

また、当該国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 55 年 5 月の時点で、申立期間①及び申立期間②のうち 51 年 12 月から 53 年 3 月までは、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた

形跡はうかがえず、事実、A区役所に照会しても、申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在しないと回答している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和36年7月31日に、同社C工場における資格取得日に係る記録を38年4月1日に訂正し、36年7月に係る標準報酬月額を2万2,000円、38年4月から39年3月までに係る標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月31日から同年8月31日まで
② 昭和38年4月1日から39年4月1日まで

昭和33年4月1日にA社に入社し、44年1月に退職するまで継続して勤務していた。申立期間①及び②について、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から、申立人はA社に継続して勤務し（同社C工場から同社B工場に異動、同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の申立人に係る資格取得日については、申立人は昭和36年7月の前半に転勤辞令を受け、同年8月の初めに転勤したとしていることから、同年7月31日とすることが妥当である。

さらに、申立期間②の申立人に係る資格取得日については、オンライン記

録によると、申立人と同じく昭和 38 年 4 月 1 日に B 工場で被保険者資格を喪失している同僚が 40 人確認できるところ、そのいずれの同僚も同日付けで同社 C 工場において資格を取得していることから、同年 4 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、昭和 36 年 8 月及び 39 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、36 年 7 月は 2 万 2,000 円、38 年 4 月から 39 年 3 月までは 3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人が昭和 38 年 4 月 1 日に A 社 C 工場において被保険者資格を取得したとする届出や、その後に事業主が行うべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、39 年 4 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 38 年 4 月から 39 年 3 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木国民年金 事案 712 (事案 24 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 51 年 9 月まで

市役所で婚姻届を提出した際に、同時に国民年金の加入手続も行おうとしたところ、市の職員から「市役所の本庁舎では国民年金の加入手続はできないので、出張所に行くように。」と言われたため、夫とともに市の出張所で加入手続をし、保険料は、夫の勤務する銀行で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立てについては、市役所で行うべき加入手続を、申立期間当時は存在していなかった社会保険事務所（当時）で行ったとするなど、申立内容に不合理な点が認められるとともに、申立期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらず、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない上、四半期ごとに銀行で納付したとする保険料の額が、申立期間の保険料の額と比較すると少額であるなど妥当性を欠いているなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 19 年 11 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、国民年金の加入手続を行った場所は、社会保険事務所ではなく市の出張所であったとしているものの、市役所本庁舎では加入手続ができなかったとの主張は変えておらず、この主張内容から、申立人が当時、国民年金の加入手続を行っていたと認めるのは困難である。

また、国民年金の加入手続及び保険料納付にかかわっていたとするその夫から聴取しても、納付したとする保険料額は当時の保険料額と相違している上、保険料納付をうかがわせる具体的な証言も得られず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見いだせないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。